

現場説明書

水道局 浄水部 施設課

下記のとおり説明いたします。

1	設計番号	水施資 第 2019-29 号																																			
2	委託業務名	富田取水口撤去基本設計業務委託																																			
3	現場説明場所																																				
4	説明事項	※本業務委託は、平成 30 年 10 月 1 日以降適用の土木工事標準積算基準書(宮城県土木部)「設計業務等標準積算基準書(平成 30 年度版)(一財)経済調査会発行」により、予定価格を算出している業務委託です。 1. 本委託の履行期限は、 令和 2 年 3 月 27 日までとする。 2. 現場説明に対する質問及び回答について。 (1)本現場説明書、仕様書、特記仕様書及び図面等に対する質問は「設計図書等に関する質問・回答書」により提出すること。 (2)(1)の質問に対して、契約図書の内容に沿わない場合は回答しない。 <table><tr><td>質問書提出期限</td><td>令和元年 7 月 17 日</td></tr><tr><td>質問書提出先</td><td>仙台市水道局 総務部 企画財務課 契約係</td></tr><tr><td>回答期間</td><td>令和元年 7 月 23 日から 令和元年 8 月 26 日</td></tr><tr><td>回答場所</td><td>仙台市水道局 4 階入札室掲示板及び仙台市水道局ホームページ</td></tr></table> 3. 本委託は、仙台市水道局契約規程(昭和 39 年仙台市水道局規程第 17 号)、契約書及び設計図書に基づき行うものとする。 なお、設計図書と参考図書の取扱いは、次のとおりとする。 <table><tr><td>図書名</td><td>設計図書</td><td>参考図書</td></tr><tr><td>設計書表紙</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>現場説明書及び回答書</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>特記仕様書</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>数量総括表</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>業務委託費内訳書</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>内訳書</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>単価表</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>位置図</td><td></td><td>○</td></tr></table> 4. 本委託においては、仙台市水道局作成の土木設計業務等委託共通仕様書(平成31年4月)に基づき履行するものとする。 5. 業務実績登録(テクリス) 受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15 日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15 日(休日等を除く)以内に、調査員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、	質問書提出期限	令和元年 7 月 17 日	質問書提出先	仙台市水道局 総務部 企画財務課 契約係	回答期間	令和元年 7 月 23 日から 令和元年 8 月 26 日	回答場所	仙台市水道局 4 階入札室掲示板及び仙台市水道局ホームページ	図書名	設計図書	参考図書	設計書表紙	○		現場説明書及び回答書	○		特記仕様書	○		数量総括表	○		業務委託費内訳書		○	内訳書		○	単価表		○	位置図		○
質問書提出期限	令和元年 7 月 17 日																																				
質問書提出先	仙台市水道局 総務部 企画財務課 契約係																																				
回答期間	令和元年 7 月 23 日から 令和元年 8 月 26 日																																				
回答場所	仙台市水道局 4 階入札室掲示板及び仙台市水道局ホームページ																																				
図書名	設計図書	参考図書																																			
設計書表紙	○																																				
現場説明書及び回答書	○																																				
特記仕様書	○																																				
数量総括表	○																																				
業務委託費内訳書		○																																			
内訳書		○																																			
単価表		○																																			
位置図		○																																			

	「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、15日（休日等を除く）以内に調査員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。 登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 6. 受託者は、仙台市水道局契約規程及び前金払取扱要綱の定めにより、前払金の支払いを請求できる。 7. 成果品 成果品については仕様書に基づくものとし、調査員と十分協議のうえ提出するものとする。なお、重要構造物についてはチェックリスト、チェックシートを併せて提出するものとする。 8. ウィークリースタンスの取り組み運用について 本業務はウィークリースタンスの取り組み運用対象業務であることから、「委託業務におけるウィークリースタンスの取り組み運用」に基づき取り組むものとする。
--	---

水施資 第 2019-29 号

富田取水口撤去基本設計業務委託

特 記 仕 様 書

仙台市水道局 浄水部 施設課

1. 一般事項

1.1 適用範囲

本業務は、仙台市水道局契約規程に基づく契約書及び設計図書により行うものとする。なお、本特記仕様書は、「水施資 第 2019-29 号 富田取水口撤去基本設計業務委託」に適用する。

1.2 共通仕様書との関連

本業務は、特記仕様書によるほか仙台市水道局「土木設計業務等委託共通仕様書(平成 31 年 4 月)」に基づき履行するものとし、これに記載のない事項については宮城県土木部「共通仕様書(建設関連業務)(平成 30 年 10 月以降)」の文中における宮城県を仙台市水道局と読み替え準用するものとする。また、これらの規程に適合しない事項については調査職員との協議による。

1.3 履行期間

本業務の履行期間は、着手日から令和 2 年 3 月 27 日までとする。

1.4 業務の再委託

受注者は、業務の一部を第三者に再委託する場合は、別途「一部再委託承諾願」を提出し発注者の承諾を得なければならない。

1.5 設計業務の条件

受注者は、設計にあたって建設副産物の発生抑制・再利用の促進・適正処理の徹底について検討を行い設計に反映させるものとし、その成果としてリサイクル計画書を作成するものとする。

1.6 管理技術者、照査技術者に対する要件

技術士(建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」)の資格を有する者とする。

1.7 注意事項

- (1) 本業務の調査場所は、「有料道路 仙台南部道路」に近接しているため、調査時には関係機関と綿密な調整を行った上で業務を行うとともに、本業務に関係のない施設へは立ち入らない。
- (2) 現地調査等の作業時においては、労働安全衛生規則等の各種法令を遵守するとともに、必要な安全対策等の措置は受注者が責任を持って行う。
- (3) 地質調査業務における現場作業は河川上で行うため、油分及び泥水等の流出に対して特段の配慮を行うこと。
- (4) 調査後は、整理整頓を行い現状に復旧する。

1.8 その他

- (1) 本特記仕様書、設計書に記載のない事項であっても、業務上当然必要と認められるものについては、受注者の責任で行う。
- (2) 受注者は、本業務完了後であっても本局より説明を求められた場合は、速やかに担当者を派遣し、説明を行う。なお、これに要する費用は全て受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2. 業務目的および対象施設

2.1. 目的

仙台市水道局が保有する名取川左岸に設置されている富田取水口（導水管路 HP φ1000 を除く）については、河川管理者との協議により富田浄水場の廃止に伴い撤去及び原形復旧を求められている。

本業務は、上記経緯を踏まえた上で具体的な撤去方法について検討を行い、河川協議資料を作成するとともに、決定した撤去案について基本設計を行うことを目的とする。

2.2. 対象施設

名称：富田取水口

位置：太白区山田字船渡前地内

主な施設：取水口 1基 河川堤防 一式

3. 業務内容

3.1. 準備工

(1) 現地調査

既存資料を収集し、それをもとに現地踏査を行い、現地状況・関係機関協議経緯等を把握する。
また、工法選定や施工計画に必要な地形状況及び運搬路等についても確認する。

(2) 業務計画書作成

既存資料等の確認を踏まえ、特記仕様書等に示す内容を確認し、調査を実施する前に業務計画書を調査職員に提出する。なお、業務にあたっては関連する各種指針、示方書等を確認のうえ、業務に遺漏のないよう計画を作成する。

3.2. 測量業務

現況の地形状況を詳細に把握し、施工計画に反映させるため、対象施設周辺の測量を実施する。

〔1〕 富田取水口

(1) 現地測量 (1/200 A=0.001Km²)

3.3. 地質調査業務

(1) 機械ボーリング

現地の地質状況を把握するために、ノンコアボーリング及びオールコアボーリングの機械ボーリングを実施する。

(2) 原位置試験

標準貫入試験を実施し、設計時に土留工が必要な際の土質定数の設定資料とする。

(3) 解析等

ボーリング及び標準貫入試験の結果については、既存の資料と合わせ、想定地質断面図の作成および施工時の留意点を取りまとめる。

地質調査数量表

＜調査地点①＞

運搬条件			搬入出：人肩運搬
仮設条件			水上足場
調査項目	単位	種別	
土質ボーリング φ 66mm	[m]	砂・砂質土	2.0
岩盤ボーリング φ 66mm	[m]	軟岩	3.0
標準貫入試験	[回]	砂・砂質土	2
	[回]	軟岩	3

(4) 第三者機関の検定

受注者は、共通仕様書（建設関連業務）〔地質・土質調査業務〕第 118 条に基づき成果品を提出することとするが、本業務において同条第 5 項は適用しない。

3.4. 基本設計業務

(1) 設計計画

①業務の目的・主旨を把握したうえで設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成・調査職員に提出する。

(2) 現地踏査

①現地踏査を行い、対象施設の構造・周辺状況・土地利用状況・河川状況・周辺構造物等を構造物撤去・施工計画の観点から把握する。

(3) 基本事項の検討

①取水口諸元

撤去対象となる取水口諸元につき整理する。

②構造諸元

撤去対象となる取水口構造諸元につき整理する。

③河川河道条件

河川水位、河川高等河川河道条件につき整理する。

④地形・地質条件

取水口が位置する箇所の地形、地質条件につき整理する。

(4) 撤去基本設計

①撤去方法の検討

過年度経緯及び基本事項の検討結果を踏まえて撤去案を 3 案程度提案する。

②撤去範囲の検討

提案した撤去案について撤去が必要な範囲につき検討抽出する。

③撤去設計

提案した撤去案について撤去一般図、各部構造一般図を作成する。

(5) 護岸復旧設計

①基本事項の決定

現況構造を基本として、護岸の配置計画・構造物取付検討を実施する。

②図面作成

一般平面図，縦断面図，標準横断面図，護岸構造図等を作成する。

(6) 施工計画検討

①施工条件

河川水位，施工時期につき整理する。

②施工方法

提案した撤去案について，撤去するために必要となる施工方法，施工手順の検討を行う。

③全体配置

提案した撤去案について，撤去するために必要となる施工方法，施工手順の検討を行う。

④工程計画

提案した撤去案について，工程計画を検討する。

(7) 概算工事費算出

①概算工事費算出

提案した撤去案について，概算工事費を算出する。

(8) 撤去案の比較検討及び河川協議用資料作成

①撤去案の比較検討

提案した撤去案について概算費用・撤去方法（施工方法）・施工期間等を整理したうえで比較検討を実施し，関係機関協議結果を踏まえて最適案を提案する。

②河川協議用資料作成

比較検討結果を基に河川協議用資料を作成する。協議用資料は2回分の作成を想定する。

4. 関係機関等との打合せ・協議資料作成

河川管理者との打合せに同席し，これに基づいた資料作成等を行うこと。

なお、関係機関協議の内容は以下を想定するが、必要に応じて事前協議を実施する等、発注者と協議したうえで柔軟に対応する。

① 第1回協議：施工・撤去設計の制約条件整理と施工・撤去案（3案）の提案について。

② 第2回協議：施工・撤去案（3案）の修正案の提示と決定案について。

5. 工事設計図書等の作成

下記の書類作成を行うこと。

(1) 工事設計書(案)及び金抜き設計書

(2) 特殊製品等調書及び見積り依頼書

(3) 特記仕様書(案)

6. 報告書作成

業務の各段階での成果を基に業務全体の遂行手順、検討過程、結論について分かり易く簡潔にとりまとめ、報告書、報告書（概要版）及びその他必要な付属資料についてとりまとめる。

7. 設計協議

本業務における設計協議は初回、中間2回、最終の計4回とし、その結果を記録し相互に確認のうえ、打ち合わせ簿として提出しなければならない。

1月下旬を目途に発注者に3章の概要を取りまとめた中間報告を実施し、原案・概算金額等を提示する。なお、中間報告は中間設計協議1回として実施することができる。

協議内容

協 議	予定時期	予定内容
第1回（初回）	8月下旬	業務内容について
第2回	10月上旬	設計・施工の制約条件、施工・撤去案（3案）等について
関係機関協議①	10月下旬	4. に示す通り
関係機関協議②	12月下旬	4. に示す通り
第3回（中間報告）	1月下旬	中間報告・決定案の確認等について
第4回（最終）	3月下旬	成果品の確認

8. 照査

各種指針・示方書等との整合性を確認し、設計条件、比較検討結果、設計計画の妥当性、設計図書（各種計算書、数量、図面等）等の精査を行い、誤りがないようにすること。

9. 貸与資料

・詳細図面 等

10. 成果品の提出について

報告書の印刷・製本は、仙台市水道局「土木設計業務等委託共通仕様書（平成31年4月）」に基づき作成し、図面等の各種データを保存している電子媒体の提出も行う。なお、成果品は施設毎に作成する。

(1) 調査報告書 3部

（調査報告書のデータを記録した記録媒体を最終頁に添付）

(2) 調査職員が指示したCAD等の電子データ（SXF, DXF, DWG, PDF） 3部

（データを記録した記録媒体を調査報告書の最終頁に添付）

11. 環境配慮について

本業務を行うにあたり、河川の流水を使用しないこと。また、河川への水質汚濁防止に遵守すること。